

土壌汚染調査結果について

対象事業実施区域においては、国立循環器病研究センター存在時に土壌汚染自主調査が実施されています。その後、本事業計画時に事業者が吹田市環境保全指導課の指導に基づき、土壌汚染対策法に準拠した土壌汚染状況調査を実施しています。

国循存在時及び本事業計画時に実施した土壌汚染調査における土壌ガス調査及び土壌含有量調査の結果は、以下に示すとおり、全ての区画において基準に適合すると判断されました。

【国循存在時】

土壌ガス調査結果では、全ての地点で不検出となり、含有量調査結果では、下表に示すとおり、基準を超える値は確認されず、すべての地点において基準に適合すると判断されました。

含有量調査結果（国循存在時）

	含有量 (mg/kg)	土壌含有量基準 (mg/kg)
六価クロム化合物	5 未満	250 以下
シアン化合物	5 未満	50 以下（遊離シアンとして）
水銀及びその化合物	0.02 未満～0.09	総水銀 15 以下
砒素及びその化合物	5 未満	150 以下
ふっ素及びその化合物	100 未満～200	4000 以下
ほう素及びその化合物	5 未満～13	4000 以下

【本事業計画時】

土壌ガス調査結果では 1 区画（30m 格子）でジクロロメタンが検出されたため、隣接する単位区画（10m 格子）において土壌ガス調査を実施しました。ジクロロメタンの土壌ガスが検出された 4 つの単位区画（0.2～4volppm）のうち相対的高濃度地点において深度調査を実施した結果、土壌及び地下水でジクロロメタンは基準に適合しており、他の 3 地点についてもジクロロメタンは基準に適合すると評価されました。

なお、含有量調査結果では、下表に示すとおり、基準を超える値は確認されず、すべての地点において基準に適合すると判断されました。

含有量調査結果（本事業計画時）

	含有量 (mg/kg)	土壌含有量基準 (mg/kg)
六価クロム化合物	10 未満	250 以下
シアン化合物	5 未満	50 以下（遊離シアンとして）
水銀及びその化合物	1.0 未満	総水銀 15 以下
砒素及びその化合物	10 未満	150 以下
ふっ素及びその化合物	21～210	4000 以下
ほう素及びその化合物	20 未満	4000 以下

一方で、土壌溶出量調査結果は、国循存在時、本事業計画時のいずれにおいても、ふっ素及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物について事業計画地の一部で基準不適合の区画が確認されました。これらの区画については、深度方向の土壌汚染と地下水汚染を把握するため土壌汚染詳細調査を実施しています。

国循存在時 調査結果：環境影響評価審査会（令和2年9月10日開催）資料4-7 参照

本事業計画時 調査結果：環境影響評価審査会（令和3年9月14日開催）資料1-3(1)意見46別紙 参照

以上の土壌汚染調査結果により、令和2年11月12日に事業計画地の一部が形質変更時要届出区域として指定されました。

その後、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係部局と協議を行い、対象範囲において汚染土壌除去を実施し、令和3年8月17日に形質変更時要届出区域の指定は解除されています。

（環境影響評価審査会（令和3年9月14日開催）資料1-3(1)及び意見46別紙 参照）